

令和7年門審第18号

裁 決

遊漁船A防波堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官牧野真人出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和7年1月3日06時20分

鹿児島県串木野港

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 8.5トン

登 録 長 11.01メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 423キロワット

3 事実の経過

Aは、平成3年3月に進水したFRP製遊漁船で、船体中央部に操舵室を、その後部に客室を設け、操舵室中央やや右舷側に舵輪を、その右舷側にレーダー及び機関操縦レバーを、左舷側にGPSプロッターをそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.70メートル船尾1.05メートルの喫水をもって、令和7年1月3日06時13分串木野港を発し、同港南西方沖合8海里の釣り場に向かった。

ところで、串木野港は、A防波堤及びB防波堤により西方に開いた可航幅が約170メートルの港口が形成され、北方を港奥から北防波堤及びB防波堤並びに南方をA防波堤で囲まれ、また、B防波堤の西方に西防波堤が築造されており、B防波堤南端に灯質が毎3秒に1閃光の単閃緑光の串木野港B防波堤灯台（以下「串木野B灯台」という。）が、西防波堤南端に灯質が毎6秒に2閃光の群閃緑光の串木野港沖防波堤南灯台（以下「串木野南灯台」という。）がそれぞれ設置されていた。

a受審人は、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、コースアップ表示で0.75海里レンジとしたレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、06時18分頃北防波堤を航過して船首方に見えた串木野南灯台の灯光を串木野B灯台の灯光と誤認し、串木野B灯台を右舷方に見るつもりで、06時18分半串木野B灯台から109度（真方位、以下同じ。）370メートルの地点で、針路を305度に定め、8.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

針路を定めたときa受審人は、GPSプロッター及びレーダーの輝度調整を始め、B防波堤まで390メートルのところとなり、その後

同防波堤に向首して接近する状況となったが、レーダーの輝度調整ボタンを探すことに気をとられ、GPSプロッターでB防波堤との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、Aは、B防波堤に向首したまま続航し、06時20分串木野B灯台から015度110メートルの地点において、原針路及び原速力で、同防波堤に衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の東北東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、常用薄明の始まりが06時52分、日出時刻が07時19分であった。

衝突の結果、船首外板に破口等を生じ、のち修理され、B防波堤は擦過傷を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件防波堤衝突は、夜間、串木野港において、釣り場に向けて出航する際、船位の確認が不十分で、B防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、串木野港において、釣り場に向けて出航する場合、B防波堤に向首して接近することのないよう、GPSプロッターで同防波堤との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、レーダーの輝度調整ボタンを探すことに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、B防波堤に向首して接近する状況に気付かないまま進行して同防波堤に衝突する事態を招き、船体及びB防波堤に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年1月21日

門司地方海難審判所

審判官 関 昌 芳